

令和元年度

地域課題に対応するコミュニケーションの推進事業  
審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

令和元年7月

## 1. 審査体制

有識者等によって構成される地域課題に対応するコミュニケーションの推進事業評価会議（以下「評価会議」という。）を開催し、審査を付託します。

地域課題に対応するコミュニケーションの推進事業の審査は、評価会議各委員による書面審査及び必要に応じて行う面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定機関は、文部科学省において評価会議の審査結果を踏まえ決定します。

## 2. 審査方法

### (1) 書面審査

- ・書面審査は、評価会議委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関から提出された申請書に基づき、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。
- ・委員は審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることができますこととします。

### (2) 書面審査後の合議審査

- ・書面審査の結果を踏まえ、委員の合議結果に基づき面接審査の対象とする機関を選定します。

### (3) 面接審査

- ・面接審査は、機関が必要に応じてプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を行うこととします。
- ・委員は、面接審査に対し、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。

### (4) 面接審査後の合議審査

- ・面接審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補機関を決定します。
- ・評価会議は、申請書の内容修正を条件として選定候補機関とすることができることとします。

### (5) 選定機関の決定

評価会議の審査結果を踏まえ文部科学省において決定します。

## 3. 審査の観点

### <機関型>

### (1) 計画の妥当性・効率性

- ・取組を行うことにより、科学コミュニケーションの基礎的能力を身につけた人材の増加が期待できるか。また、機関の学生等の科学コミュニケーションの重要性の認識が深まることが期待できるか。
- ・科学コミュニケーションの基礎的能力を身につけた人材を育成するための、具体的かつ効果的な取組が提案されているか。
- ・地域（実社会）の課題解決を行う現場への「PBL（Project-based Learning（問題解

決型学習) )」は基礎的能力の育成に寄与する実践的な内容となっているか。

- ・実際の科学コミュニケーション活動では、「共創のためのコーディネーション機能」を果たすことまで必要となることや、大学や地方公共団体でこれら能力を有した者が活動することを想定し、実践段階での応用可能な人材育成となっているか。
- ・講義とPBLは相互が関係性を有した内容となっているか。
- ・資金規模と取組の内容のバランスが取れているか（費用対効果は適切なものと言えるか）。
- ・講義とPBLの結果を踏まえ、計画や教材をより向上させるサイクルとなっているか。
- ・補助事業期間終了後の継続性も考慮し、実現可能な規模・内容となっているか。
- ・実施代表者のリーダーシップの下に実施体制が整備されているか。

#### (2) 補助事業期間終了後の継続性

- ・補助事業期間終了後についても、取組の継続性を確保し得る体制や明確な計画があるか。
- ・補助事業期間終了後に他の大学・研究機関と連携して取組を広げるような構想があるか。

#### (3) 申請機関

- ・これまでのコミュニケーションに係る取組についての現状・実績は評価できるものか。
- ・機関における取組見通しは、支援対象として適切なものか。
- ・機関の長のイニシアチブの下に実施体制が整備されているか。

### 4. その他

#### (1) 審査の開示・非開示

- ・評価会議の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・選定の途中経過についての問合せには応じられません。
- ・審査結果については、選定する機関を決定した後、ホームページ等により公表します。
- ・委員の氏名については、各年度における審査及び評価が終了した時点で公表します。

#### (2) 委員の遵守事項

##### ① 利害関係者の排除

- ・申請された取組と利害関係がある委員は、事務局にその旨申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の採否の議決にも加わらないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・委員が参加者となっている場合
- ・委員と親族関係にあるものが参加者となっている場合
- ・委員が申請機関の役員、職員、教員等において専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・委員が申請機関である学協会の構成員である場合
- ・委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

②秘密保持

- ・委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩<sup>ろうえい</sup>してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。